９．２４弁護士9条の会講演会＆LIVE

9月24日、立憲主義を守る‼野田淳子LIVE＆木村草太講演会が開かれました。野田淳子さんは長崎県佐世保出身のシンガーソングライター。上条恒彦さんに認められて1970年のプロデビューをされました。野田さんは文部省唱歌のなつかしさ、恐ろしさを紹介してきた話しながら、戦意高揚の歌として広く国民に親しまれた「庭の千草」「蛍の光」「郷の秋」などを歌いました。戦争は言葉も名前も奪ったとして、世界をつなぐためにエスペラント語を普及しようとして捕まり命を落とした青年のために「真実を見る目を」「死んだ男の残したもの」などを歌いました。米軍機の墜落で命を落とした幼い2人の男の子が「ポッポッポ」と鳩の歌をうたったこと、日本中が生きづらくなった時代だけに、命と平和を守ることは大切だと「星とたんぽぽ」を歌い、星の数だけ生きる理由があり、見えないところに理由があると話し、7曲を歌いました。

　木村草太さんの講演は、私たちは憲法を守れというわけだが、あちらは憲法を守っている気でいる。したがって、なぜ違反なのかを論理的に説明しないと理解されないことがここ2年くらいでわかってきた。さらに、憲法についての論理的思考が必要になってくる。「押し付け憲法」という主張をする人がいるが、「憲法そのものに文句は言えないことの裏返しであり、手続きくらいでしか批判できないことを言っているのと同じだ」と、会場を沸かせました。

　話はボツダム宣言に遡り、連合国は日本に何を求めたのか？と問いかけ、「民主主義的でない政府は世界にとって危険であり、憲法を民主的に変えさせよう」と時の政府に自主的に憲法を改正させようとした。ところが日本政府の草案はあまりに封建的だった。そのために当時のマッカーサーが10日間で原案をつくった。なぜ短期間だったのか？それは極東委員会（日本統治のため連合国の会議）が間近に迫っており、他国の意向が入る前に、アメリカの統治にとって都合のいい憲法（天皇象徴制など）にする必要があったというのが真相。それには3つの原則があった。「封建制の廃止、天皇制は維持する、戦争は放棄する」でGHQ案をつくった。それを整理したのが日本政府。憲法改正要綱は翻訳や調整で条文を骨抜きにしようとする動きはあった。日本国憲法がひらがなで書かれたのは当時の役人の良い憲法にしようとする努力の成果でもあるとしました。

　一方で国民は憲法改正でインパクトを受けたのが24条で、結婚は両性の合意によるという条項だ。これは当時、女性の地位向上に努力したベアテ・シロタさんのおかげだ。彼女は6か国語をぺらぺらとしゃべることができる天才だった。戸主の支配を排除した。当時の普及会はこの条項を説明するために憲法カルタをつくり「愛は勝つ」と説明したエピソードを紹介しました。また、当時の軍隊はボロボロで9条の戦争放棄と書かれても注目さえされなかった。当時の人たちは国民の幸せのためにと一生懸命だったが、自分たちで憲法をつくれなかったのは情けないとは思う。だからと言って明治憲法の方がよかったというのは正気の沙汰ではないと説明しました。

　さて、憲法9条とは何か？昨年の安保法制についても考えてみたいと話を移しました。憲法9条は単独で見てもよくわからない。関係する憲法と合わせて考える必要がある。国際法の原則は武力行使を違法としている。19世紀では戦争は違法ではなかった。当時は無差別戦争観と言って、「戦争にいいも悪いもないがルールを守ってやろう」という考え方だった。民間人や捕虜を虐待しないとか宣戦布告をしてからというものだった。

　しかし、20世紀になってそれはまずいことに気が付いた。それが不戦条約であり、1904年に債権回収のために武力行使をするのは止めましょうとした。そこから1928年の著名なパリ不戦条約であり、その後の国連憲章といったものに結び付いた。武力行使禁止原則が生まれた。ただし、国連憲章は武力行使ができる3つの例外を認めた。それが国連の安保理事会が決める集団安全保障（イラク戦争の時に行使された）、各国の自衛権（攻撃があった場合の対抗措置）、これに個別的自衛権、集団的自衛権がある。集団的自衛権は攻撃された国からの要請を受けた時に初めて行使される。2つの違いは性質上、全然違う。しかし、同じ性質のものだという人がいるが、これは縄文土器とガンモドキを同じ土器だと主張するレベルと同じだと会場を沸かせました。

　日本国憲法で9条の武力行使というのは自衛のための武力行使は禁じられていないとされている。何故か？国際紛争を解決ためとするのは、外交交渉をしているときに武力行使をしてはいけないというニアンスで、攻められているときに武力行使をするのは国際紛争を解決するためとは全然違う。防衛のための武力行使は9条も禁じていない。何故か？第1項の国際紛争解決のために武力行使をするパリ不戦条約に違反しないという解釈になる。国連憲章で認められた3つの例外は9条1項で禁じられることはないとなる。ただし第2項に交戦権というのがあり、これは宣戦布告をする権利であるが、戦力の不保持は戦力を使った一般的な武力行使ができないことになる。憲法9条の禁止条項でこの点で、2つの解釈がある。芦田修正説というのがあり、前項の目的を達成するためとあり、国際紛争を解決する目的以外の戦力は持ってよいことになるという解釈だ。そうすると、国際法上の武力行使の一切が許容されると読む人たちがいる。こうなると集団的自衛権は合法となる。しかし、そうなると軍を動かすための規定がどこかに書いてないといけない。まったく書いてない。海外派遣の責任者も一切書いてない。結局、芦田修正説は無理があり、一切の武力行使はできないというのが学会だけでなく、政府も同じ解釈をしている。安倍内閣も同じ解釈をしている。安倍内閣も芦田修正説は取らないと言っている。閣議決定は9条の争いではない、「9条だけでなく、例外を認める条文があるのか？とみると、13条に、生命及び自由に対する国民の幸福追求の国民の権利については・・・立法その他国政上の上で、最大の尊重を必要とする」とある。なぜこれが9条の例外を認める根拠となるのか？例えば、日本国民が侵略され虐殺されているのに何もするなというのが9条であり、そこで13条が例外規定となり反撃することになる。したがって、侵略を放置してよいということにならないため、13条の義務を果たすために武力行使を認める自衛権となる。どちらが優先するのか？条文の帰結がぶつかっている。国民を守るのは最低限例外として自衛の部隊を持つことになる。しかし、集団的自衛権は外国の防衛を助けることになり、13条は使えない。それはネス湖でネッシーを探すようなものである。合憲を主張するのは9条に集団的自衛権を行使しちゃいけないと書いてないからというが、そうなれば自衛隊の暴走や岡山県知事の暴走、改憲検査院の暴走もいいということになる。それでは安倍内閣はどういうときに武力行使ができると言っているのか？13条に集団的自衛権が含まれるということになるが、その範囲で言うと個別的自衛権しかなくなる。しかし、集団的自衛権は外国の要請がないとできない。したがって、個別的自衛権と集団的自衛権のあいまいさを整理しただけだと言えばいいのに、ホルムズ海峡に行くなどと訳の分からないことまで言い出した。基準も意味も不明で明確な憲法違反だ。信号が赤っぽいか時は渡っていいと言っているのと同じだからだ。条文が明らかに不明確だ。存立危機条項は意味不明で、とりあえず、衆参の国会承認というそれなりの歯止めがあるが、9条改憲は昨年の安保法制の強行成立でやりにくくなっているのが現状だ。世論調査の結果から見ても自衛隊の役割を明記する改定は通るかもしれないが、集団的自衛権となると昨年の安保法制を国民投票にかけることになる。集団的自衛権の行使については反対の世論が多くこれでは改憲できないからだとしました。

　次に木村氏は沖縄の辺野古訴訟に触れて、憲法上の手続きは誰が決めるのか？という問題であり、国内に米軍施設をつくる時としたときに、国内の手続きらしいものは閣議決定しかない。米軍基地のための場所はどういう手続きで決めるのかが問題であり、閣議決定だけでなんでも決められれば自治権が行使できなくなる。憲法92条は自治権を認めている。つまり、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律事項。法律は憲法41条にあるように国会で決める。つまり立法機関だ。法律を決めるには根拠が必要であり、現状ではそれがない。地方自治公共団体の特別法には特定の自治体の自治権を侵害する場合は法律で決めるとあり、憲法95条は地方特別法は住民投票で決めるとなっている。違憲確認訴訟は法的根拠がないと言っているのであり、福岡高裁の判決は自分の書いたことの恐ろしさを理解しているのか？と疑問を投げかけました。つまり、アメリカと条約を結べば自治権を制約することができることになる。これでは立憲主義の破壊が裁判官にも及んでいることになると批判しました。また、この判決は沖縄県民に団結して最高裁で勝とうと励ました判決とも言えると、皮肉たっぷりに話しました。